

札幌市医療的ケア児支援検討会

第3回 会議次第

平成30年9月5日（水）19:00～21:00

TKP札幌ビジネスセンター カンファレンスルーム5A

1 開会

2 協議・意見交換

- (1) 真鍋委員による講演

資料1 保育の現場から

- (2) 時崎委員による講演

資料2 当事者から伝えたいこと

- (3) 医療的ケア児の実態調査

資料3 医療的ケア児の実態調査の概要（案）

- (4) その他

3 閉会

【次回の開催日時】

平成30年11月20日（火）19時から21時まで

会場は未定

札幌市医療的ケア児支援検討会
講演資料

資料1

保育の現場から



- まこと保育所について
- 保育現場の可能性
- 保育現場の現状

社会福祉法人 札幌光明園

まこと保育所 所長 真鍋 尚美

1

まこと保育所の概要

- * 昭和52年11月 1日 保育所設置認可・開所
幼児60名定員(障がい児保育指定園)
- * 昭和52年12月27日 社会福祉法人
札幌光明園法人認可
- * 平成 7年度 障がい児保育の一般化により
指定園制度がなくなる
- * 平成 9年度 乳幼児併設60名定員となる
- * 平成11年度 一時保育開始
- * 平成14年度 延長保育(一時間)開始
- * 平成20年度 乳幼児併設75名定員となる
- * 平成22年度 乳幼児併設80名定員に変更

2

まこと保育所入所児童数等

年度別入所児童数

年 度	3月幼児数	障がい児数	卒園数(障)	年 度	3月幼児数	障がい児数	卒園数(障)		
昭和52	60	2	10	0	平成10	68	2	16	1
53	60	6	10	3	11	70	6	7	0
54	60	6	14	4	12	75	7	16	3
55	60	7	17	1	13	75	6	14	1
56	60	8	22	5	14	75	6	19	3
57	60	8	10	2	15	75	6	16	4
58	60	7	19	2	16	74	2	19	2
59	60	4	19	3	17	75	2	14	0
60	59	7	12	0	18	74	5	13	1
61	60	7	14	2	19	74	7	16	3
62	60	6	15	2	20	90	7	20	2
63	60	5	11	1	21	89	10	15	2
64(平成元)	59	5	16	2	22	92	7	16	3
平成2	60	6	19	2	23	97	5	18	3
3	58	5	9	0	24	96	3	16	1
4	59	6	16	1	25	99	3	20	0
5	60	7	10	2	26	97	4	19	1
6	59	7	13	1	27	98	5	21	3
7	61	7	16	2	28	96	3	20	0
8	62	8	16	4	29	93	6	21	0
9	66	4	18	3	30	91(9/1)	7	18	2

昭和52年度～ 定員60名
平成20・21年度 定員75名
平成22年度～ 定員80名

3

医療行為が必要であった 入所児童について

- * 気管切開のためカニューレによるサクシオンが日常的に必要な幼児
- * 二分脊椎のため導尿が必要な幼児(2名)
- * 顎関節の融合のため、咀嚼・嚥下が未成熟なため、ミキサー食、とろみ食を併用し、水分補給や与薬、食べきれなかった分を胃ろうから注射器で注入することが必要な幼児

4

保育所において行われている その他の医療行為

- * 与薬(医療機関で処方されたもの)
経口薬(粉薬、錠剤、シロップ)・塗り薬・目薬
- * キズ等の処置、受診前の応急処置
- * 座薬(抗痙攣剤 ダイアアップ等)の使用
保護者に状況を伝え、許可を得て使用、その後お迎え
- * エピペンの使用
保護者に確認の上、緊急時に使用、その後救急搬送

5

いままで医療機関と連携して 対応した医療行為

- * カニューレによるサクション
道立小児総合保健センター(現 こどもつくる)
- * 胃ろうによる水分補給・栄養補給・投薬
天使病院小児科
- * 二分脊椎による導尿
北大病院・市立病院
- * エピペンの使用(25.10以降)
エピペン講習受講

6

医療行為に必要な乳幼児の 入所に関する経過

- * 経済状況、家庭環境、就労状況等の理由で保育所保育が必要な状況であった。
- * 看護師1名での対応には限界があるため、保護者の対応、保育者が医療行為に踏み込む対応などを含め複数の方法を提示し保護者と協議する。
- * 保護者は時間的な制約を受ける対応、保護者による対応ではなく、保育者による対応を希望される。
- * 病院は保護者が行う医療行為をレクチャーを受けた上で保育士が行うことに関しては、協力的で保育士が病院に向いて講習を受ける。

医療行為を行うことに対する 保育所としての逡巡

- * 保育所としては、懸念は払拭できないができるだけ努力をし体制を整えた上で受入れることとする。
- * 保護者には保育者が対応することについての同意書を提出してもらう。
- * ただし、万が一問題が起き、訴訟となった時には敗訴となるリスクを承知しておくようにと行政からは指摘される。
- * では、さまざまな状況の家庭にそういうリスクを抱える子どもがいた時、だれがその子を、その保護者をサポートするのか。「義を見てせざるは・・・」ではあるけれど、リスクマネジメント的な危うさも自覚しつつ、自分たちのできる最善をつくしていく。

8

インクルージョン Inclusion インクルーシブな保育・教育

- 色々な要素を持つ子ども達すべてに対して「同じ子どもである」という考え方にたち、障がい・貧困・出自などの要素があることで不利益を被ったり、不適切な扱いを受けたりしないという考え方。

0～6歳の一人一人の子ども達に対して、必要に応じてその子に応じた個別の支援ができる。支援を必要としない子はいない。

9

「保つ」と「育む」で保育

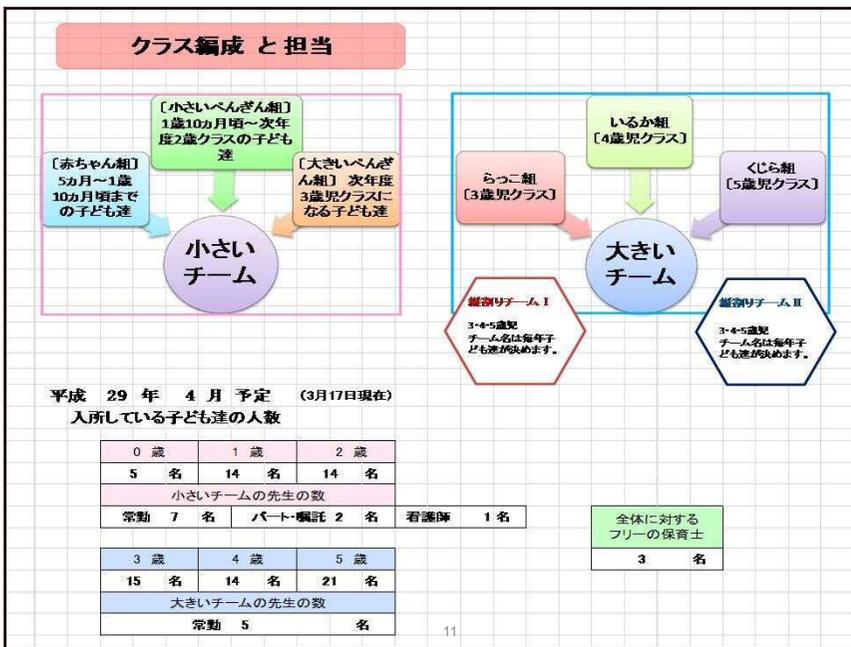
『保育』はもともと両面(義)性を持つ言葉

- あなたのあるがままが大切 <<養護の視点>>
- こんな風に成長して欲しい、こんな経験をさせたい <<教育の視点>>

総合的に展開	健康	人間関係	環境	言葉	表現	心情 意欲 態度
	ねらい	教育			内容	
	生活と遊び					
	生命の保持と情緒の安定					
	ねらい	養護			内容	基礎

保育

10



保育のポイント

- ① どの子ども楽しいと感じられる居心地の良い生活の場を目指す。
- ② 一人一人の子どもの姿を把握し、それぞれが力を十分に生かし発揮することと、成長するための課題への見通しを持った働きかけを考える。
- ③ 保育士の個性とチームワークを育てる。
- ④ 一人一人の子どものニーズに応えられるような保育のあり方を探る。

12

以前よりも行なえること

- 他の子ども達の生活をきちんと保障しながら、どの子に対してもかけたい時にしっかり手をかけられる。
- 子ども達に協力を求めたい時などはその理由をきちんと話し、共に生活をしている意識を育てる。
- 遊びや環境をクラスで区切らずに障害の子も含めた子どもの姿に合わせて考えられる。

13

以前よりも行なえること (続 き)

- 遊びの形に合わせて大人の動きをコーディネートして子どもから発生した遊びを尊重できる。
- 年齢集団、縦割り集団、遊び集団、子ども達の姿と経験させたい事を合わせて、一番ねらいや内容にあった形を選んで保育を計画できる。

14

医療行為の必要な乳幼児の保育を考える

保育者は、障がい(医療行為)の有無にかかわらずその子の成長を考える。

- * 一人一人の子どもの今を考える。
色々なことに対してどんな様子で何を感じて、どんな思いでいるのか？何ができるのか？
- * 保育者としてどんな力を育てたいか？
 - 育てたい心情は？
 - 育てたい意欲は？ 成長に必要なかわりか？
 - 育てたい態度は？

15

医療行為と保育について

(真鍋私見)

- * 看護師職の配置にはまだまだ時間が必要で、配置されても1名では対応に限界がある。
- * 保育者は、日常的に色々な(軽い～重い)医療的な事柄を行っている現状である。
- * 保育士職にある程度の現場経験後の研修制度(任意)を構築し、保護者に認めている医療行為を行える看護保育士(仮称)を作り、看護師職と共に、子どもに対する保育(養護と教育)を提供できる施設になることは考えられないものだろうか。

16

医療行為と保育について

(真鍋私見)

- * 保育を担う専門職の保育士として忘れてならないのは、どの子どもも成長する存在として共にそこにいて、保育者や子ども達と関係性を育み、生活を楽しめる場であるというスタンスであると考えます。
- * 保育所は子どもにとって最善の生活の場であるとうと努力している所もある。
- * ただし、保育者の専門性や努力に関しての認知や評価は高くないと思う。

17

医療行為の必要な 乳幼児に対する支援の課題

- * 与薬も一般化し、今後エピペンなども日常的に対応が求められることが予想されている。
- * なし崩し的に医療行為を保育士が行っても良いではなく、医療行為に対する資格要件や制度があることで専門職としての評価、スキルアップにもつながるのではないだろうか。
- * 医療的ケアを必要とする子どもの要件が様々なので、一律に論じるのは幅がありすぎです。ケースごとに必要な対応を構築できるシステムがあることが求められるのではないのでしょうか。

18

就学前の乳幼児の生活と小学校

児童福祉施設
の保育所

- ・保育所保育指針
- ・育みたい資質・能力 3項目
- ・幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 10項目

児童福祉施設
の幼保連携型
認定こども園

- ・幼保連携型認定こども園、教育・保育要領
- ・育みたい資質・能力
- ・幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

学校である
幼稚園

- ・幼稚園教育要領
- ・育みたい資質・能力
- ・幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

小学校の
教育課程
義務教育である

19

保育・教育に関する大切な変更

- ・ 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が平成29年3月に改訂、告示されました。
- ・ 就学前の子ども達に対する「保育の内容」について、共通の認識を基に同じ文言が加筆、改訂された部分があります。
- ・ 平成30年の4月からは、保育園も幼保連携型認定こども園も幼稚園もこの要領、指針に基づいて保育・教育を行うこととなります。

20

【そろって改訂された点は？】

- 幼児の教育に関わる部分として
「育みたい資質・能力の三項目」
 - (a) 知識・技能の基礎
感じたり、気づいたり、わかったり、できたり
 - (b) 思考力・判断力・表現力等の基礎
考えたり、試したり、工夫したり、表現したり
 - (c) 学びに向かう力・人間性等
心情、意欲、態度が育ち、生活を営む力

21

【もう一つ取り入れられた10項目】

- 遊びを通しての総合的な指導の中で
「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」
 - (a) 健康な心と身体
 - (b) 自立心
 - (c) 協同性
 - (d) 道徳性・規範意識の芽生え
 - (e) 社会生活との関わり
 - (f) 思考力の芽生え

22

【幼児期の終わりまでに…続き】

- (g) 自然との関わり・生命の尊重
- (h) 数量や図形、標識や文字などへの
関心・感覚
- (i) 言葉による伝え合い
- (j) 豊かな感性と表現

以上の10項目の「育って欲しい姿」は就学時に保育に携わる保育士・保育教諭・幼稚園教諭と小学校の教員が「姿」として共有できることを目指していると考えられる。

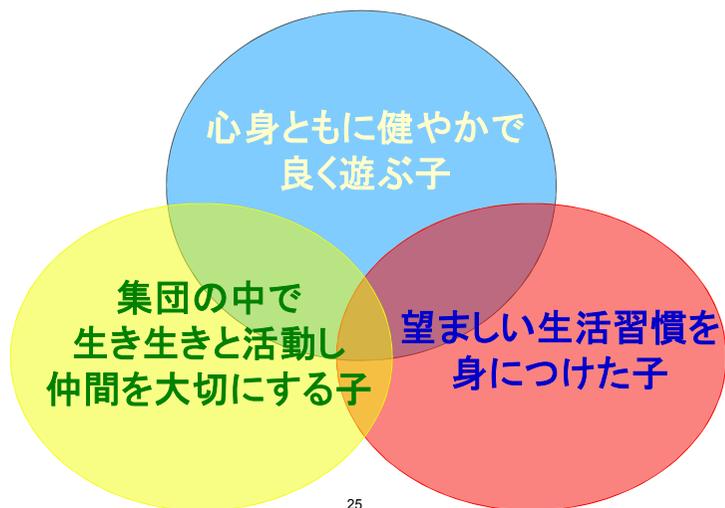
23

【保育界の現状として】

- (1) 待機児童対策
- (2) 保育士不足・保育の質の低下
- (3) 制度改革による保育の質の変化
- (4) 小学校教育との接続の意味の誤解
- (5) 児童福祉施設としての意識の低下
- (6) 保育士の処遇改善と研修
- (7) 障がい＝発達障害＝手のかかる子
インクルーシブな保育が遠くなった…かも

24

まこと保育所の保育目標



25

まこと保育所保育課程より 健康・安全についての考え方



26

健康安全についての考え方 そのⅠ

- 胎生期から出産を経て独歩に至る期間の成長は、人間が気の遠くなるような長い時間をかけて獲得してきたありとあらゆる身体機能・神経機能の成長を再現している時期と言われています。
- その時期にはその時期にふさわしい体の動きを自分で行なうことができるように筋肉の成長と神経の成長のバランスが取れていると言われています。
- もちろんその現し方には個人差があり、その個人差を踏まえた上で生来備わっている力を十分に発揮できるように環境への視点を持つことが大切であると考えます。

27

健康安全についての考え方 そのⅡ

- 保育所にはその時によって発揮する力の異なる幼児が共に生活をしているので、構成メンバーに合わせたその時期にふさわしい環境の整え方をすることが、健康に成長できる安全な生活の第一歩になると考えています。
- 乳児期に自分にふさわしい動きを十分に経験して来た幼児は、基本的な日常の行動に関しては自分で安全に行なう事ができる場合が多いと考えます。
- 健康な成長を育むもう一つの基盤である食に関しては「おなかがすいたと感じる」「食べる事に意欲がある」という基本を大切にしたいと考えています。

28

健康安全についての考え方 そのⅢ

- 幼児期には、自ら「健康を維持する・安全に生活する」ための知識や方法についてはその年齢なりに行なえる事や理解できる事を繰り返し行ない、また伝えていくことが大切であると考えています。
- 「体力をつけるために遊ぶ」のではなく「年齢相応（自分が興味関心が持てる内容）の遊びを十分経験する・遊び込む事で体力が培われる」と考えています。
- 運動能力に関しては、個人差がとても大きく、遊びの中で個々の力を把握した上で次の成長課題を捉えることが「安全に遊べる」ことにつながると考えています。

29

健康安全についての考え方 そのⅣ

- 危ない事に近づかないことは不可能であり、安全に関しては教えて身に付くことではないと考えています。
- 沢山の小さな危険を感じた経験が大きな危険を回避する力や感覚を育てていくと考えて、園内の環境を整えなければならないと思っています。
- 幼児期に育まれた健康安全への意識は、大人になって行くプロセスの中で生かされ、さらに育まれていく継続的な事項と考えています。

30

まこと保育所保育課程より
保健衛生についての考え方 そのI



保健衛生についての考え方 乳児I

- 乳児期において園内環境は清潔で衛生的であることを大切にしています。
- 但し、必要以上の除菌・抗菌された隔離的な環境である必要はないとも考えています。
- この時期に適当に雑菌と出会うことも、その後の子ども達の成長にとって大切であると考えています。

32

保健衛生についての考え方 乳児Ⅱ

- この時期は、いろいろな物に身体を使って関わることで感覚（五感）が育つので通常身の回りのものは適度に清潔で衛生的であることが必要と考えています。
- 非衛生的、或いは清潔ではないと思われるような環境(例ー土・泥・草など)に触れるときは、そのあとに清潔で衛生的な状態に速やかに戻る事ができるように準備、対応することが大切と考えています。

33

まこと保育所保育課程より

保健衛生についての考え方 そのⅡ



34

保健衛生についての考え方 幼児Ⅰ

- 幼児期においては身の回りの環境に自ら関わっていく力が育つ時期と捉えている。また、自分で清潔を維持する力を身につけていく時期と考えています。
- その際の環境は、必ずしも人為的に清潔・衛生的な環境ばかりである必要はないと考えます。
- どんな環境にどうかかわったかを把握し、かかわった環境に応じてどのようにすると自分を清潔・衛生的な状態に戻すことができるのかを判断する。

35

保健衛生についての考え方 幼児Ⅱ

- そのためには園内の環境について常に注意して清潔に保つところ、やや渾然としているところ、あまり清潔とはいえないところなどの環境があり、それを個々の職員が熟知していることが求められます。
- 幼児がその環境と自分からかかわる機会をもてるような生活を準備し、個々の幼児が経験を通して清潔に関する意識を育てられるように個々の力に応じて援助し、自分なりに対処できる力も育てることを重点としています。

36

「看護師職」の仕事について №1 「健康安全・保健衛生」部門担当

- 保育所生活の実態から、看護師職・保育士職・管理職は常に連携し、園全体の健康安全・保健衛生等に関する業務を担うと考える。
- 看護師は専門職として、他の職員と正確な最新の知識・情報の共有、保護者への情報提供、保育士と連携し幼児に対して年齢なりの健康管理に対する啓蒙・指導を行う。
- 在園児の健康に関する記録の管理、現状の把握と対応、日常の健康に関する保護者からの情報提供の整理についての責任を持つ。
- 衛生用品の物品管理・補充・管理等

37

看護師職の仕事について №2 保護者に向けて

- 保健便りを発行する。（2ヵ月毎）
感染症等発症状況・小さな傷等の処置状況の集計と周知
時期的な健康管理・疾病等の正確な知識など情報の提供
- お知らせの掲示をする。（適時）
例ー感染症の発生に関して・保健行事（園医検診等）の連絡
- 保健に関する資料を配布する。（適時）
例ーインフルエンザ脳症・あたまじらみ等々
- 日常的に保健に関する相談を受ける。
質問に対して調べて返答・状態によって受診を勧める等々
- 子どもの健康状態を知らせる。（検診後）
日常の伝達等は他の保育士と連携して行なう

38

他職種との連携と対応

〔子どもに関して〕

所長・主任・各チーム・職員全体への周知

- 病気やけがの状況についての情報提供
- 個々の幼児の状態についての情報提供
- 病気やけがへの対応の判断と職員への周知
- 病気・けが・事故への状況把握と対応、その後の結果、或いは経過の把握等「保護者への正確な情報の伝達」が行なえるような対応と方法の選択を所長・主任・リーダー等と検討しながら行なう。
(直接関わらないときは状況の把握と記録を行なう)
- 「保護者への伝達」後の状況確認・報告・記録を行なう。・・・等々

他職種との連携と対応

〔園内の衛生・安全面に関して〕

- 生活全般の衛生環境の重要性の周知とその対応について
- 「清潔・不潔」の範囲の区別化とその方法の選択
- 排泄・嘔吐・それ以外の緊急対応に関する準備・周知・研修・連携・体制の確立
- 保護者に対する啓蒙（おたより等）内容の周知とその内容についての共通理解
- 研修報告等による保健衛生・安全等に関する情報提供

看護師職の仕事について №5
子どもにむけての対応

〔けがや病気の対応〕

基本は「痛い・具合が悪い」事への受容と共感プラス

- 重大な事故以外は対処方法を提示し、本人が承認した上で対処する。状況が許せば、いくつかの選択肢から本人が選択する。
- 小さなけがの場合など、多少の痛さ・辛さを我慢して処置できるような気持ちの強さを応援する。処置後は本人なりの我慢を評価する。
- 自分の行動が原因のけが等に対しては処置の間は基本的に我慢することは当然という姿勢を示す。また、どうするとけがをせずに遊べたかを一緒に考える。

41

看護師職の仕事について №6
子どもにむけての対応

〔健康・安全に関する啓蒙〕

—職員全体で繰り返し伝えたり一緒に考えたりする

- 健康に対する啓蒙
個別の機会を捉えて手洗い・うがい・排泄・投薬（服薬・軟膏塗布・目薬）などについての大切さを知らせる。
- 健康な体のために必要なこと（食事・睡眠・運動）について。
- 安全な遊び方について。
- けんかの時のルールについて。

42

園児の健康状態の把握・管理に関する業務

- ◎ 園児の健康状態を把握する。
 - 出席状況・保護者からの伝達・視診・受診、投薬状況・検査結果・・・等々
 - 乳児一連絡帳の活用（食事・睡眠・排泄・体調）
 - 日報（日々の小さなけが、処置の記録）
- ◎ 検診・二計測等の保健行事等の準備・調整
 - 検診結果の提供（園医検診・歯科検診）
 - 成長曲線の個人記録作成
 - 入園時と卒園時の身長・体重を卒園記念誌に掲載

園児の健康状態の把握・管理に関する業務

- ◎ 個々の乳幼児の健康の記録の管理
 - 伝染性疾患に罹患したした場合の登園許可証の提出依頼
 - 出席停止以外の伝染性疾患（例、とびひ・水いぼ・手足口病）についての対処・対応の判断と周知
 - 個人の健康記録の管理と記載
 - 個人出欠記録の集計
 - 加湿器・空気清浄器の管理

当事者から伝えたいこと

- 1) 自己紹介
- 2) アンケート結果と
守る会からの要望について
- 3) 医療的ケアに対応してもらえる
保育園を探す動きについて

H30.9.5
重症心身障害児者を守る会 会員
前 豊成養護学校PTA会長 時崎 由美

1) 自己紹介



長男：H17.11.30生
24週0日 588g
中学1年生

二男：H29.11.12生
24週5日 848g

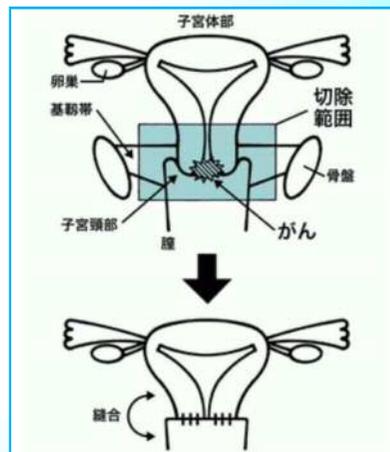


1) 自己紹介

平成18年5月22日(月) 北海道新聞



広汎子宮頸部摘出術
(トラケレクミー)とは



3

2) アンケート結果と守る会からの要望について

2018年度 在宅生活の地域における 実情と課題アンケート (H30.8.24実施)

- ・目的：全国「守る会」専門部会長会議に向けた基礎資料
- ・対象：豊成養護学校在籍児童生徒の保護者
(小1～中3) 22名

→うち医療的ケアを必要とする児童生徒：17名 約8割

※校内で医療的ケアがなくても、自宅で呼吸器を
夜間使用したり、経管栄養から水分を注入した
り、ということがあります

- ・回答：15名

4

2) アンケート結果と守る会からの要望について

1. 短期入所は利用していますか？

している 8人 7人 していない

2. 緊急時に対応してくれる受け入れ先はありますか？

ある 6人 9人 ない

3. 通所（放課後デイ等）を利用していますか？

している 11人 4人 していない

4. ヘルプサービス（居宅介護、移動支援等）を利用していますか？

している 10人 5人 していない

5

2) アンケート結果と守る会からの要望について

5. 特別支援学校について、医療的ケアへの対応、通学保障など、具体的な課題は？

- ・学校における保護者の付き添いの緩和 5名
（付き添い不要に、子ども単独で通学可能な日を設定…など）
- ・正職員の看護師の配置 3名
- ・豊成養護学校への高等部設置 1名
- ・豊成、北翔以外の特別支援学校における給食対応の改善 1名

6

2) アンケート結果と守る会からの要望について

札幌地区重症心身障害児（者）を守る会からの要望

(平成30年3月20日 札幌市教育委員会に提出)

1. 札幌市立特別支援学校学則10条（入学資格）の一部「通学にあたり常時付き添い可能な保護者を有する者」の文言の削除を検討してください。
2. 医療的ケアの充実として、看護師の正職員雇用と増員、専門性のある学校指導医の配置
3. 校区の分割、豊成養護学校の小中高一貫校として高等部の設置
4. 特別支援学校や教室に対する支援の充実

7

3) 医療的ケアに対応してもらえる保育園を探す動きについて



8

医療的ケア児の実態調査の概要（案）について

1 調査の趣旨

効果的な施策を検討するための基礎資料とすることを目的に、札幌市内の医療的ケア児の保護者の支援ニーズや課題を把握する。

2 調査内容

(1) 対象者

札幌市に在住する児童（満 18 歳に満たない者）のうち、次の医療的ケアを行っている者の保護者等

吸引、経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）、中心静脈栄養、導尿、酸素補充療法、咽頭エアウェイ、気管切開部の管理（ガーゼ交換等）、人工呼吸器の使用、インスリン注射、その他（ ）

(2) 調査項目（例）

医療的ケアの実施者	調査対象者（医療的ケア児）
<input type="checkbox"/> 負担に感じていること <input type="checkbox"/> 求めている支援 <input type="checkbox"/> 就労状況・希望の有無 <input type="checkbox"/> その他自由意見	<input type="checkbox"/> 氏名（匿名の回答も認める）、性別、年齢、住所、病名、連絡先 <input type="checkbox"/> 必要となる医療的ケア（種類、実施回数、所要時間） <input type="checkbox"/> 医療機関、訪問看護、障害福祉サービスの利用状況 <input type="checkbox"/> 幼稚園、保育所等の利用状況 <input type="checkbox"/> 学校への通学状況 <input type="checkbox"/> 障害者手帳の交付状況、小児慢性特定疾病の医療費助成の受給状況 <input type="checkbox"/> 日常生活の状態等（姿勢、移動、食事、言語等の理解）

(3) 方法

ア 関係機関を通じた調査票の配布

医療的ケア児が利用等をしている次の関係機関に協力を依頼し、対象者に調査票（札幌市宛ての返信用封筒を同封）を配布いただく。

（ア）医療機関

（イ）障害児通所支援事業所、保育所等、幼稚園、学校

（ウ）当事者団体

イ ウェブページ上での調査票の掲載

札幌市医療的ケア児支援検討会のウェブページに調査票を掲載し、上記アの方法で調査票を入手できなかった方でも、回答できるようにする（回答はファックス等を想定）。

(4) 調査期間

平成 30 年 12 月から平成 31 年 1 月までの約 2 か月間

3 スケジュール

時期	内容
平成30年9月5日	第3回札幌市医療的ケア児支援検討会（以下「検討会」）で内容検討（概要等）
平成30年11月	第4回検討会で内容検討（具体的な調査項目等）
平成30年12月～ 平成31年1月	調査実施・集計
平成31年2月	集計・分析
平成31年3月（予定）	第5回検討会で報告